

2026 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 NISSHA 株式会社

代表者名 代表取締役社長 最高経営責任者 鈴木順也

(コード番号 7915 東証プライム市場)

問合せ先 取締役専務執行役員 最高財務責任者 井ノ上大輔

(TEL. 075-811-8111)

2026 年 12 月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

NISSHA 株式会社(以下、当社)は、本日開催の取締役会において、第 108 期(2026 年 12 月期)半期報告書の提出に関し、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の 2 第 1 項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

第 108 期(2026 年 12 月期)半期報告書(自 2026 年 1 月 1 日至 2026 年 6 月 30 日)

2. 延長前の提出期限

2026 年 8 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2026 年 10 月 23 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2026 年 8 月 4 日付けで公表した「2026 年 12 月期第 2 四半期(中間期)決算発表の延期および半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」のとおり、2026 年 5 月 20 日に当社が連結子会社化したベトナムの USM HEALTHCARE MEDICAL DEVICES JOINT STOCK COMPANY (以下、USM)に対する PMI(買収後の経営統合プロセス)および初回の連結決算の過程において、買収前の期間に USM において不適切な会計処理(以下、本件)が行われていたことが判明しました。なお、本件は当社買収前に USM の役職員によって開始されたものであり、当社が本件に関与した事実はありません。

現在、当社では、外部専門家を含む調査体制により、本件(買収前の期間に USM において行われた循環取引を中心とする不適切な会計処理)に関する事実関係の確認ならびに当社連結財務諸表への影響の有無および影響額の算定を進めるとともに、その過程で判明した事実を踏まえ、関連する法令違反行為等の有無についても必要な調査を行っております。当社は、本年 7 月 10 日に本件に関する外部専門家を含む社内調査チームを設置し、同月 22 日、その時点における調査内容を記載した中間調査報告書を作成し、会計監査人に提出いたしました。当該調査報告書も踏まえ、同月 24 日、当社は、監査法人との間で協議いたしましたが、調査が広い範囲にわたっていること、買収直後の海外子会社に対する調査であり調査に時間を要することが見込まれているものの、十分な調査期間を確保することができていないこと等から、全体像が未だ解明されているとはいえない状況であることが確認されております。

同月 25 日には、新たな簿外債務の可能性が調査により明らかになったこともあり、同月 27 日、改めて監査法人と協議した結果、現在の調査の進捗状況では、USM の適正な決算を行うことは困難であり、調査の完了ならびに調査結果を踏まえた連結財

務諸表の作成および監査法人による監査・レビュー手続に相応の時間を要する見込みです。

以上のことから、当社は、第 108 期(2026 年 12 月期)半期報告書について、法定提出期限である 2026 年 8 月 14 日までに監査法人から期中レビュー報告書を受領できないとの判断に至り、第 108 期(2026 年 12 月期)半期報告書の提出期限の延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上